

芸能の映像記録とその活用について

国立民族学博物館准教授

福岡正太

近年、伝統的な芸能の伝承に関する危惧がしばしば語られています。これは日本のみに留まる現象ではなく、広く世界各地で問題になっています。ユネスコの無形文化遺産保護条約が2003年に締結されたのも、そのような趨勢を反映していると言えるでしょう。そうした流れの中で、芸能の映像記録に対する関心が高まっています。これまで芸能を支えてきた社会的環境が変化し、芸能を伝承する若者が減り、芸能を支える組織が弱体化し、人々の関心が芸能から離れて、芸能が消えてしまう前に、芸能の十全な姿を映像に収めておきたいと多くの人考えるのではないのでしょうか。

ただし、芸能のどの部分をどのように記録したら十全に記録したことになるのか、どのように映像を公開すれば芸能の保護に結びつくのかについて、多くの人一致した答えをもっているわけではありません。特に、大規模な祭りなどにおいては、広い地域から多くの団体、多くの役割をもった人々がかかわっており、同時に様々な出来事が進むので、その全体を満足に記録するには多くの困難がともないます。一方、近年、ビデオカメラが小型化、高性能化し、かつ安価になってきています。スマートフォンでも、それなりの映像を撮影することができるようになりました。自分で簡単に映像を編集し、インターネット上の動画配信サイトにアップロードすることも、すでに日常的な風景となっています。伝統的な芸能の映像も、かなりの量がアップロードされています。それは様々な立場から、様々な質で撮られた映像であり、玉石混淆とも言える雑多な映像の集まりをなしています。

無形文化遺産保護のための記録作成が叫ばれるかわら、ネット上で雑多な映像がどんどん膨れ上がっていくという状況のなかで、伝統的な芸能をどのように映像で記録し公開していくことが望ましいのでしょうか。芸能の映像記録を作成する際、その芸能が絶えてしまっても映像を見て復興できるような記録を作成するべきだとよく言われます。その芸能をできるだけ緻密に記録するのはもちろん、その芸能を成り立たせていた様々な習慣や知識、関連する技をも記録しなければ芸能を再現することはできません。総合的かつ緻密な記録は、後世に芸能を伝えていくために役に立つときがくるでしょう。

しかし、ここでは、芸能が絶えてしまわなければ映像の出番はないのか、現在の芸能の上演や伝承に資するような映像の利用法はないのかという問題と、芸能のお手本を示すということ以外に映像を役立たせる道はないのかという問題について考えてみたいと思います。私たちは、自らの経験や知識に基づいて映像を見ます。たとえば、芸能を演じる人々と研究者は、往々にして、同じ映像を見ながら異なるところに注目し、異なる知見を映像から引き出します。逆に言えば、背景を異にする人々が同じ映像を見ながら対話を重ねることにより、ある芸能についてより多面的に理解することが可能になります。これは「発見の場」として映像を活用することにほかなりません。さらに、こうした映像の可能性は、芸能の上演や伝承の過程に結び付けてこそ、十分に引き出すことができると考えられます。多様な映像を簡単に作成し公開することができる時代だからこそ、この点が大事になってくるのではないのでしょうか。